

## 募集要領

1. 件名 道後温泉本館東側広場内の公衆トイレに係る  
ネーミングライツ・パートナー
2. 概要及び目的  
道後温泉事務所では、ネーミングライツによって道後温泉本館周辺の魅力向上を図りたいと考えており、「ネーミングライツ・パートナー」を募集する。  
企業等と協働してサービスの向上や地域経済の活性化を図るため、当該施設を活用して愛称を命名する権利(以下、「ネーミングライツ」)を付与し、その対価を得る事業を行う。
3. 業務内容
  - ・ネーミングライツ・パートナーは、道後温泉東側広場内にある公衆トイレに企業名、商品名等を冠した愛称を付すことができ、市のネーミングライツ・パートナーであることを自らのホームページ等でPRできる。
  - ・ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツの対価として命名権料を市に支払う。
  - ・市は、命名権料を原則として当該命名権料に係る施設の管理運営経費または事業経費充てることとする。
4. 対象施設 道後温泉東側広場内の公衆トイレ  
延床面積：42.3 m<sup>2</sup>  
木造、平屋  
住所：愛媛県松山市道後湯月町甲 1656-1
5. 命名権の期間 令和9年度まで  
※命名権の期間の始期は、周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議とする。
6. ネーミングライツ・パートナー決定方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
7. 提案内容 原則、年額単位(消費税込み)での提案とする。  
命名権料に加えて、役務や物品の提供等の提案も可能とする。  
(例：定期的な巡回、清掃作業、点検作業、消臭剤の提供など)  
施設の外観や内部意匠の変更を検討する場合や施設名称を記載した看板を設置する場合は、そのデザイン案と設置場所を提案書に添付すること。  
提案最低限度額は、10万円/年とする。

## 8. 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。)  
若しくは暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をい

う。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

(6) 松山市から入札参加資格停止または入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

#### 9. 募集要領等の配布

(1) 期 間 令和7年1月27日(月)から令和7年2月21日(金)まで

(2) 場 所 松山市道後湯之町4-30 松山市役所 産業経済部 道後温泉事務所

(3) 方 法 配布場所で直接受取る。又は松山市ホームページよりダウンロードすること。  
ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>  
※配布時間は9時～17時(土日、祝日を除く。)

#### 10. 評価基準 評価基準書(別紙3)のとおり

##### 11. 選考方法

(1) ネーミングライツ・パートナーは、公募型プロポーザル方式により選考する。

(2) 選考は、評価基準書に基づき、提案書、ヒアリング等の審査により行う。

(3) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。

ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。

(4) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。

(5) 選考結果は参加者すべてに通知する。

(6) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

##### 12. 選考委員会の構成

選考委員会は市職員5名で構成する。なお、外部の有識者を置き、意見を求めるものとする。

##### 13. 募集要領に関する質問・回答・公表

(1) 受付期間 令和7年1月27日(月)から令和7年2月21日(金)(17時まで)

(2) 受付方法

様式1に基づき質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受付けないものとする。

また、電子メールのタイトルを「【会社名】質問書(道後温泉本館東側広場内の公衆トイレに係るネーミングライツ・パートナーの募集について)」とし、電子メールを送信した後に、道後温泉事務所(089-921-5151)まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものだけに限り受け付けるものとする。

(3) 回答及び公表

質問者に令和7年2月28日(金)までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

##### 14. 参加表明書の提出

(1) 提出期限 令和7年3月7日(金)17時(必着)

(2) 提出書類 「16. 提出書類 1～7及びチェックリスト①」の書類を提出すること。

(3) 提出場所 松山市道後湯之町4-30

松山市産業経済部道後温泉事務所

(4) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)

※持参の場合は9時～17時(土日、祝日を除く。)

15. 参加見積書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年3月14日(金) 17時(必着)
- (2) 提出書類 「16. 提出書類 8～11及びチェックリスト②」の書類を提出すること。
- (3) 提出部数 各11部(正体1部・副本10部)
- (4) 提出場所 松山市道後湯之町4-30  
松山市産業経済部道後温泉事務所
- (5) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)  
※持参の場合は9時～17時(土日、祝日を除く。)

16. 提出資料

次の書類を提出すること。

ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号2～7の書類を不要とする。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書（様式2）	印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑証明書（原本）	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
3	履歴事項全部証明書（原本）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
4	完納証明書（原本） 又は 納税証明書（原本）	次の証明書を添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） ア．松山市で課税がある場合（松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等） 松山市（納税課）が発行する完納証明書 イ．上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 ※松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にする
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本） （未納の税額がないことの証明）その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの）
6	直前2年分の財務諸表類（貸借対照表及び損益計算書の写し）	
7	経営状況等調査表（様式3）	
8	会社概要（様式4）	
9	業務執行体制（様式5）	
10	企画提案書	原則A4版とする。 （ただし、A3版などを使用したい場合はA4版以外で提出するときは、A4版になるように折ること。）
11	参考見積書（様式6）	A4版とする。 公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
*	チェックリスト	提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

### 17. ヒアリング審査の実施

- (1) 実施日時 令和7年3月下旬～令和7年4月上旬（詳細な日時は別途通知する。）
- (2) 実施場所 参加者に別途通知する。
- (3) 実施時間 1社につき10分程度  
ヒアリング10分程度
- (4) 出席者 1社につき4名までとする
- (5) 留意事項 ヒアリング審査は、提出した企画提案書を基に行うものとし、追加提案や追加資料は認めない。

### 18. スケジュール

- (1) 実施手続きの開始・公表 令和7年1月27日（月）
- (2) 募集要領等に関する質問の受付 令和7年1月27日（月）  
～令和7年2月21日（金）
- (3) 募集要領等に関する質問の回答・公表 令和7年2月28日（金）
- (4) 参加表明書の提出締切り 令和7年3月7日（金）
- (5) 応募業者数等の公表 令和7年3月10日（月）
- (6) 参加見積書等の提出締切 令和7年3月14日（金）
- (7) ヒアリング審査 令和7年3月下旬（予定）
- (8) 特定・非特定結果の通知・公表 令和7年4月上旬（予定）
- (9) 内容協議 令和7年4月中旬（予定）
- (10) 契約締結 令和7年4月下旬（予定）

### 19. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 公告の日から命名権開始日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合

### 20. 無効事項

以下の事項に該当する場合は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

### 21. 留意事項

- (1) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものはこの限りではない。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 成果物等の著作権は松山市に帰属する。
- (4) 成果物等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 成果物等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (6) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、実施内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (7) 本プロポーザルの参加を辞退した者について、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを行わない。
- (8) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (9) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないよう配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りでない。

## 2 2. 事務局

〒790-8571 松山市道後湯之町 4-30 松山市産業経済部道後温泉事務所

TEL : 089-921-5151

FAX : 089-934-3415

メールアドレス : [dogojimu@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:dogojimu@city.matsuyama.ehime.jp)